

工事総合補償制度

(NEWこうばい)

Constructors General Insurance

施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、
昇降機賠償責任保険、建設工事保険

NEW

「メンテナンス期間に関する特約」
新設しました!! (オプション付帯)



公益社団法人 日本建築士会連合会

JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS&BUILDING
ENGINEERS ASSOCIATIONS

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

建築士会会員の皆様へ

1995年7月より施行された「製造物責任法」(PL法)により消費者の賠償意識が高まり、さらに1998年1月から米国の訴訟手続きを参考にした「民事訴訟法」が改正・施行されました。そして「建築基準法」も改正されるなど、建築士・建築施工業者に対する責任が厳しく問われる状況になってきております。

その中で本会では、施工業務を兼営されている会員の皆様のご要望にお応えするために、建設工事関連に起因する賠償リスクをカバーする『工事賠償責任補償制度』(こうばい)を発足いたしました。

しかしながら制度発足後、賠償リスクだけでなく、建設中の建物の火災や資材の盗難にも対応する補償制度の発足をとの多くの声が寄せられておりました。そこで、『工事賠償責任補償制度』(こうばい)を改定し、2004年より『工事総合補償制度』(NEWこうばい)として現在に至っております。

“NEWこうばい”は、建築士会のスケールメリットを活かせるだけでなく、手続きもできるだけ簡便に処理できるようなシステムとなっております。本制度により建設中の建物等の損害リスクおよび総合的に賠償リスクを補償することにより建設関連工事に起因するリスクを包括的にカバーすることができ、会員の皆様の経営の安定・信頼の確保に資するものと確信しております。

ぜひ、ご加入くださいます様ご案内申し上げます。

1 制度の概要

日本建築士会連合会の工事総合補償制度(NEWこうばい)は建設業者の皆様をさまざまなリスクからしっかりガードします。第三者への賠償責任補償に加えて建設工事補償を自由に選択することで充実した補償を確保することが可能となります。また、前年度の完成工事高を基準にして掛金を算出し、期末における掛金の精算手続きを省略した簡単な継続制度を採用しています。

●賠償責任補償

国内で偶発な事由により発生した以下のような事故により発生する他人(第三者)への身体障害または財物損壊に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 1) 請負工事中の事故
- 2) 工事・作業の完了(引渡し)後に行った仕事の結果に起因した事故
- 3) 本社社屋、支店事務所等業務施設に起因する事故
- 4) 工事発注者の賠償リスクや下請業者が起こした事故

●建設工事補償

工事現場で不測かつ突発的な事故(火災、爆発、資材の盗難、骨組の倒壊等)によって工事の対象物、材料、仮設物等に生じた損害を補償します。

2 制度のメリット

①建築士会会員のための独自の掛金設定となっています。

②お手続きが簡単です。

- ・すべての工事を包括して補償しますので、個々の工事についての通知は不要です。
- ・掛金は前年度の完成工事高を基準にして決定します。

※保険料の確定精算について

この保険契約は、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の完成工事高(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する保険料確定特約(包括契約特約)をセットした契約方式ですので、以下の点にご注意ください。

◆保険料確定特約(包括契約特約)をセットしたご契約の場合、ご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払い込みいただきます。

ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

(注1)決算月が変更になったことにより短期決算となった場合は、決算月変更前の完成工事高(保険料算出の基礎数値)をご申告ください。また、前年度と完成工事高(保険料算出の基礎数値)と同一になりますので、損益計算書等の書類をご提出いただきます。

◆保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

◆保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

◆保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。

◆保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注2)には、この特約はセットできません。

(注2)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

◆ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

◆前年度と完成工事高(保険料算出の基礎数値)が同一の場合、損益計算書等の書類をご提出いただく場合があります。

③ニーズに合わせて、ご加入タイプの選択が可能です。

- I 賠償責任補償+建設工事補償
- II 賠償責任補償のみ
- III 建設工事補償のみ

④掛金は全額損金処理できます。

3 保険の対象となる補償

●賠償責任補償

- ① 損害賠償金…… 被保険者(補償の対象となる方。以下同じ)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
- ② 争訟費用…… 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用
- ③ 初期対応費用… 事故の緊急的対応のために要した事故状況調査費用等(初期対応費用補償特約)
※(1事故・保険期間中)30万円限度(「NEWこぼい」の適用が想定される事故で、前もって引受保険会社の同意が必要です。)
- ④ その他費用…… 緊急措置費用(被害者の応急手当、護送、診療、治療、看護等の費用)、損害防止費用、協力費用等

●建設工事補償

- ① 損害保険金…… 建設中の建物を損害発生直前の状態に復旧する為に要する修理、再築または再取得にかかる費用
- ② 臨時費用保険金…… 損害を受けたために臨時に生じる費用
- ③ 残存物取片づけ費用保険金… 残存物の廃棄処理や取片づけ清掃にかかる費用等
- ④ **オプション** メンテナンス期間に関する特約… 工事の対象物の引渡し後、契約上のメンテナンス期間中に被保険者が負うべき保証責任のうち、不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害を補償

4 補償内容

	補償内容※1	事故例
賠償責任補償	①施設賠償責任補償(施設所有(管理)者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険) 本社屋や支店事務所などの事業用施設に起因する事故や社員の仕事上の事故に起因して、他人を死傷させたり他人の財物に損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。昇降機(エレベーター・エスカレーター)による事故も補償します。	常設資材置き場の金網の隙間から敷地内に入りサッカーをしていた子供が崩れてきた資材の下敷きになり骨折
	②請負賠償補償(請負業者賠償責任保険、金属粉危険補償特約) 請負った工事をしている間に、他人を死傷させたり、他人の財物を壊したときなどの法律上の賠償責任を補償します。	・クレーン車の固定が不十分だったため、倒れて電線、隣家の塀と乗用車を破壊 ・外壁用塗料吹き付け作業中、塗料が風に飛ばされ、近隣の車および洗濯物を汚損
	③発注者責任賠償補償(交差責任補償特約C(請負用・Full-Way)) 発注者グループを被保険者に含め、被保険者間の損害賠償責任を補償します。請負業者グループ・発注者グループ相互間および元請業者・下請業者間(対物事故のみ)の損害賠償責任を補償します。	高架線工事中、高架部分が落下し通行人を死傷させた事故で発注者の工事の指示に落ち度があったとして、損害額の20%の賠償判決
	④生産物賠償補償(生産物賠償責任保険) 工事・作業などを完了(引渡し)した後に、その仕事の結果に起因して、他人を死傷させたり、他人の財物に損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。	建物完成引渡し後、タイルの貼り付けが不十分だったため、一部が剥離し駐車中の乗用車を破壊
	⑤仕事の目的の損害補償(生産物自体の補償支払限度額修正特約、生産物自体の補償に関する特約) ④の事故が発生した場合に、仕事の目的物自体の損壊に対し復旧費用を補償します。ただし、100万円を限度(免責金額1000円)とします。	建物完成引渡し後、ベランダの手すりが落下し、通行人にケガをさせてしまい、ベランダを修理
建設工事補償	⑥建設工事補償(建設工事保険)※2 建物建築工事の着工から完成・引渡しまでの間に工事現場で工事の対象物、材料、仮設物等※3に生じた損害を補償します。	完成直前の塗装工事中に火災が生じ建物の主体や内装工事を焼失
	オプション「メンテナンス期間に関する特約」を付帯した場合 ・被保険者が請負契約書に従って行う修補作業※4の拙劣または過失による事故によって生じた損害 ・保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故によって生じた損害 ・保険の対象の設計、材質または工場製作の欠陥に起因する事故によって生じた損害	建物完成引渡し後、設計ミスにより建物の一部が倒壊

※1. 建設工事補償の対象となる工事とは、建物の新築、増築・内外装、改築、改装、修繕の各工事をいい、次の工事は対象外となります。

①解体・撤去・分解又は取片付け工事 ②土木工事(建物の基礎工事(土地造成を除く)、外構工事は除く)を主体とする工事

③機械・設備・装置類の設置、組立等の工事または業務(建物を維持するための空調、給排水・衛生、電気、昇降各設備の設置、組立、改修・修理、取替の各工事は対象) ④1工事の請負金額が15億円を超える工事 ⑤海外で行う工事

※2. 保険の対象外の物

①据付機械設備等の工所用仮設備(例)発電・送電・変電・配電等の電気設備、据付クレーン設備、コンベヤー・エレベーター設備、ホッパー・フィーダー・シュート等の荷役設備 ②工所用機械器具またはその部品(例)高所作業車、ミキサー、ブルドーザー、フォークリフト、工具 ③航空機、船舶または水上運搬用具、自動車等の車両 ④設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

※3. 仮設物等とはその工事専用に使用される次のいずれかをいいます。

①仮設の設備。ただし、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備に限ります。②現場事務所、宿舍等の工事専用仮設建物およびそれに収容する什(じゅう)器・備品。ただし、什(じゅう)器・備品は、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。(測定機器、製図用機器、工所用機械器具類および私物・リース品は対象外)③仮囲い、仮設トイレ等の工所用仮設材

※4. 修補作業は、通常、請負契約書上の債務の履行において、保証された性能を得るために請負業者によってなされる小規模な整備、通常の改良、保証された品質を満足しない部品の取替、欠陥の矯正の作業に限定されていますが、実際の引受にあたっては、請負契約書上の修補作業の範囲がどう規定されているかあらかじめ確認が必要です。

5

NEW
オプション

メンテナンス期間に関する特約(フル・メンテナンス)

工事物件の引渡し後のリスクを補償！ 補償範囲が広いフルタイプを付帯！



	補償危険	引渡し後の修補作業の拙劣または過失による事故	工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥 ^(注) による事故	設計、材質、工場製作の欠陥 ^(注) による事故
特約				
メンテナンス期間に関する特約(フル・メンテナンス)		○	○	○

(注) 不測かつ突発的な事故を補償しますが、事故に至らない欠陥そのものを補償する特約ではありません。

6 補償の対象とならない場合(主なもの)

次のような損害には支払われません。

賠償責任補償	建設工事補償	
	建設工事保険	メンテナンス期間に関する特約
①保険契約者・被保険者の故意 ②地震・噴火・洪水・津波などの天災による損害 ③戦争・暴動・労働争議・騒擾(じょう)による損害 ④顧客との特別の約定によって加重された損害 ⑤航空機、自動車(作業場内などの工作車を除きます)、原動機付自転車、船舶などの所有・使用・管理に起因する損害 ⑥土地の沈下、隆起、振動、土砂の流出・流入、地下水の増減などによる損害 ⑦従業員、下請負人の業務に起因した身体障害(労災保険の対象です) ⑧建築士の専門の資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任(「けんぱい」にご加入されると対象になる場合があります)など	①保険契約者・被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ②地震・噴火・津波などの天災による損害 ③戦争・暴動・労働争議による損害 ④雨・風等の吹込みによる損害 ⑤官公庁による差し押さえ、没収または破壊による損害 ⑥矢板・くい・H型鋼その他の工事中用仮設材の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損、破損、引抜き不能の損害 ⑦保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 ⑧湧水の止水または排水費用 ⑨損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害 など	※左記(建設工事保険)での補償の対象とならない場合に加え ①被保険者が、法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害 ②保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の欠陥によって生じた損害 ③日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害 ④腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによってその部分に生じた損害 ⑤保険の対象の沈下によって生じた損害 など

7 想定される事故例

補償内容	事故例		
賠償責任補償	請負賠償補償	マンション建築中、使用中のアースドリルが倒れ隣接する有料道路の防音壁が損壊した ビル建設工事現場に見学に来ていた発注者が、作業ミスで道路に出ていた釘を踏み足に刺さり大ケガをした ビル建設現場で強風のため道路に面した仮設の塀が20mに渡り倒れ、通行人を負傷させ、駐車車両が損壊した	
	生産物賠償補償	照明設備工事後、暫くして照明装置が落下し、レストランの客が負傷した 建築後1年ほどしてタイル張りの外壁が崩れ、通行中の主婦の上にタイルが落下し、頭部と顔面に裂傷をおわせた ビル建設時の施工ミスで受水槽から漏水し、入居している飲食店および呉服屋に大量の水が流れ込み内装と商品を汚損した 店舗改装時に排気管の中に置き忘れた接着剤の付いた布切れが原因で火災が発生し、店舗の一部が焼失した	
	施設賠償補償	常設資材置場で爆発事故が発生し、通行人がケガをし、近所の家屋も破損させた 営業社員が、営業活動中、誤って子供にぶつかり負傷させてしまった 事務所の看板が腐食していたため突風で飛び、通行人に大ケガをさせた (昇降機賠償補償) 事務所のエレベーターの異常作動により、顧客が転倒、腰部を強く打ち負傷した	
	仕事の目的	引渡し後、施工の瑕疵が原因で雨漏りが生じ什器を汚損してしまい、漏水した部分の屋根を補修した 引渡し後、ベランダの手すりが落下し、通行人を怪我させ、ベランダを修理した	
	建設工事補償	建設工事保険	引き渡し前の住宅が放火によって焼損した 水道通水検査において一部管がきちんと閉じられていなかったため建物内部に漏水し、内装を汚損した
		オプション	工事請負契約書に従って行う修補作業中にその対象物を破損させた
		メンテナンス期間に関する特約	建物完成引渡し後、設計ミスにより建物の一部が倒壊した

8 加入のプラン

加入プランは下記の3タイプから自由にお選びください

タイプI

賠償責任補償

+

建設工事補償

●賠償責任補償

	支払限度額(基本契約)		引渡し後の仕事の目的物の損壊 1事故・保険期間中支払限度額 (生産物自体の補償に関する特約 + 生産物自体の補償支払限度額 修正特約)		原因調査費用 (初期対応費用補償特約)	
	対人・対物 1事故につき※1	免責金額 対人対物 1事故につき	免責金額 1事故につき	免責金額 1事故につき	1事故・保険期間中 支払限度額	免責金額 1事故につき
Aプラン	5千万円	3万円	100万円	1,000円	30万円	1,000円
Bプラン	1億円	3万円	100万円	1,000円	30万円	1,000円
Cプラン	3億円	3万円	100万円	1,000円	30万円	1,000円

※1. 基本契約の支払限度額のうち、生産物賠償補償については1事故・保険期間中支払限度額となります。

●建設工事補償

	基本補償 *火災、爆発、資材の 盗難等の不測・突発事故	一部使用による 総合危険補償 ※2	特別費用補償 ※3	損害 保険金	臨時費用 保険金	残存物 取片づけ費用
Sプラン スタンダード	○	×	×	復旧するために要 する修理、再築、再 取得費用の実額 *1事故の免責金額 5万円	損害 保険金 の20%	実損額 損害保険金の 6%限度
Wプラン ワイド	○	○	○		損害 保険金 の20%	

※2. 「一部使用による総合危険補償」…建設中に建物の一部を工事的以外に使用した場合に使用部分に生じた損害を補償
※3. 「特別費用補償」…復旧するために要した残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金を補償

⇒「メンテナンス期間に関する特約」をオプションセットする場合は「オプションP」を追加選択してください。

	保険金額	保険責任期間	免責金額
オプションP	建設工事の基本補償と同額	メンテナンス期間 (最長2年)	1事故につき損害額の20% または100万円のいずれか 高い額

タイプII

賠償責任補償

●賠償責任補償

	支払限度額(基本契約)		引渡し後の仕事の目的物の損壊 1事故・保険期間中支払限度額 (生産物自体の補償に関する特約 + 生産物自体の補償支払限度額 修正特約)		原因調査費用 (初期対応費用補償特約)	
	対人・対物 1事故につき※1	免責金額 対人対物 1事故につき	免責金額 1事故につき	免責金額 1事故につき	1事故・保険期間中 支払限度額	免責金額 1事故につき
Aプラン	5千万円	3万円	100万円	1,000円	30万円	1,000円
Bプラン	1億円	3万円	100万円	1,000円	30万円	1,000円
Cプラン	3億円	3万円	100万円	1,000円	30万円	1,000円

※1. 基本契約の支払限度額のうち、生産物賠償補償については1事故・保険期間中支払限度額となります。

タイプIII

建設工事補償

●建設工事補償

	基本補償 *火災、爆発、資材の 盗難等の不測・突発事故	一部使用による 総合危険補償 ※2	特別費用補償 ※3	損害 保険金	臨時費用 保険金	残存物 取片づけ費用
Sプラン スタンダード	○	×	×	復旧するために要 する修理、再築、再 取得費用の実額 *1事故の免責金額 5万円	損害 保険金 の20%	実損額 損害保険金の 6%限度
Wプラン ワイド	○	○	○		損害 保険金 の20%	

※2. 「一部使用による総合危険補償」…建設中に建物の一部を工事的以外に使用した場合に使用部分に生じた損害を補償
※3. 「特別費用補償」…復旧するために要した残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金を補償

⇒「メンテナンス期間に関する特約」をオプションセットする場合は「オプションP」を追加選択してください。

	保険金額	保険責任期間	免責金額
オプションP	建設工事の基本補償と同額	メンテナンス期間 (最長2年)	1事故につき損害額の20% または100万円のいずれか 高い額

加入例・月額掛金 (掛金の年払いはいできません)

タイプI

⇒ 前年度完成工事高が1億円の場合

(建設工事補償の算出条件 工事地域:東京、平均工期:8か月、建物構造:コンクリート造(A級)、経営事項審査結果の統合評定値:800点)

賠償責任補償 Aプラン 月額掛金 11,310 円	+	建設工事補償 Sプラン 月額掛金 5,180 円	=	月額掛金 16,490 円	⇒	5%割引額※ 15,920 円
------------------------------	---	-----------------------------	---	------------------	---	--------------------

⇒ 前年度完成工事高が1億円の場合

(建設工事補償の算出条件 工事地域:東京、平均工期:8か月、建物構造:コンクリート造(A級)、経営事項審査結果の統合評定値:800点)

賠償責任補償 Bプラン 月額掛金 13,310 円	+	建設工事補償 Wプラン 月額掛金 6,290 円	=	月額掛金 19,600 円	⇒	5%割引額※ 18,930 円
------------------------------	---	-----------------------------	---	------------------	---	--------------------

⇒ 前年度完成工事高が1億円の場合

(建設工事補償の算出条件 工事地域:東京、平均工期:8か月、建物構造:コンクリート造(A級)、経営事項審査結果の統合評定値:800点)

賠償責任補償 Cプラン 月額掛金 17,270 円	+	建設工事補償 Wプラン 月額掛金 6,290 円	=	月額掛金 23,560 円	⇒	5%割引額※ 22,700 円
------------------------------	---	-----------------------------	---	------------------	---	--------------------

⇒ 前年度完成工事高が1億円の場合

(建設工事補償の算出条件 工事地域:東京、平均工期:8か月、建物構造:コンクリート造(A級)、経営事項審査結果の統合評定値:800点)

賠償責任補償 Cプラン 月額掛金 17,270 円	+	建設工事補償 Wプラン+オプションP 月額掛金 10,540 円	=	月額掛金 27,810 円	⇒	5%割引額※ 26,950 円
------------------------------	---	-------------------------------------	---	------------------	---	--------------------

※「建築士賠償責任補償制度(けんばい)」にご加入されますと「賠償責任補償」の掛金(制度運営費部分は除く)がさらに5%割引となります。

タイプII

⇒ 前年度完成工事高が1億円の場合

(建設工事補償の算出条件 工事地域:東京、平均工期:8か月、建物構造:コンクリート造(A級)、経営事項審査結果の統合評定値:800点)

賠償責任補償 Aプラン 月額掛金 11,310 円	=	月額掛金 11,310 円	⇒	5%割引額※ 10,740 円
------------------------------	---	------------------	---	--------------------

⇒ 前年度完成工事高が1億円の場合

(建設工事補償の算出条件 工事地域:東京、平均工期:8か月、建物構造:コンクリート造(A級)、経営事項審査結果の統合評定値:800点)

賠償責任補償 Cプラン 月額掛金 17,270 円	=	月額掛金 17,270 円	⇒	5%割引額※ 16,410 円
------------------------------	---	------------------	---	--------------------

※「建築士賠償責任補償制度(けんばい)」にご加入されますと「賠償責任補償」の掛金(制度運営費部分は除く)がさらに5%割引となります。

タイプIII

⇒ 前年度完成工事高が1億円の場合

(建設工事補償の算出条件 工事地域:東京、平均工期:8か月、建物構造:コンクリート造(A級)、経営事項審査結果の統合評定値:800点)

建設工事補償 Sプラン 月額掛金 5,180 円	=	月額掛金 5,180 円
-----------------------------	---	-----------------

⇒ 前年度完成工事高が1億円の場合

(建設工事補償の算出条件 工事地域:東京、平均工期:8か月、建物構造:コンクリート造(A級)、経営事項審査結果の統合評定値:800点)

建設工事補償 Wプラン 月額掛金 6,290 円	=	月額掛金 6,290 円
-----------------------------	---	-----------------

⇒ 前年度完成工事高が1億円の場合

(建設工事補償の算出条件 工事地域:東京、平均工期:8か月、建物構造:コンクリート造(A級)、経営事項審査結果の統合評定値:800点)

建設工事補償 Wプラン+オプションP 月額掛金 10,540 円	=	月額掛金 10,540 円
-------------------------------------	---	------------------

掛金の算出は、貴社の実態に合った掛金をお見積りしますので、別紙の見積依頼票に必要事項を記入の上、FAXにてお送りください。折り返しお見積書を返信します。

※賠償責任補償の掛金算出にあたっては、「年間の完成工事高」(税込)をご報告いただきます。

※建設工事補償の掛金算出にあたっては、次の項目をご報告いただきます。

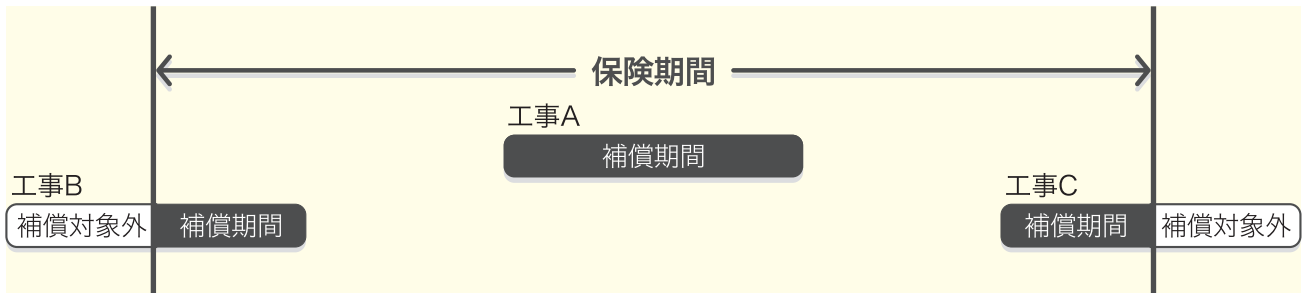
- ・年間の完成工事高
- ・完成工事高内訳
- ・平均工期
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式の総合評定値

※掛金には保険料の2%にあたる制度運営費(団体制度の維持・運営のために各加入会員が団体に対して支払うもの)が含まれています。

9 補償の期間と補償の対象となる条件

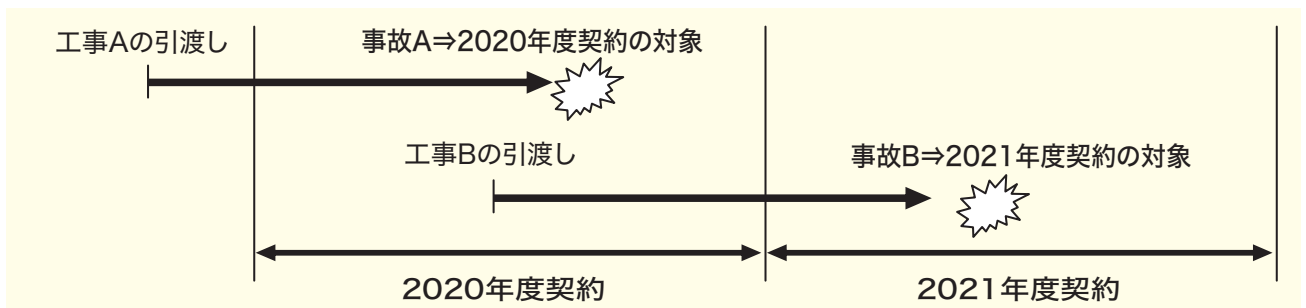
●請負業者賠償責任保険

補償期間と保険期間(ご契約期間)は同一となります
 保険期間(ご契約期間)開始前にすでに着工している工事についても保険期間中の事故であれば補償対象となります。逆に保険期間中に着工した工事であっても保険期間終了後の事故は補償対象外となります。



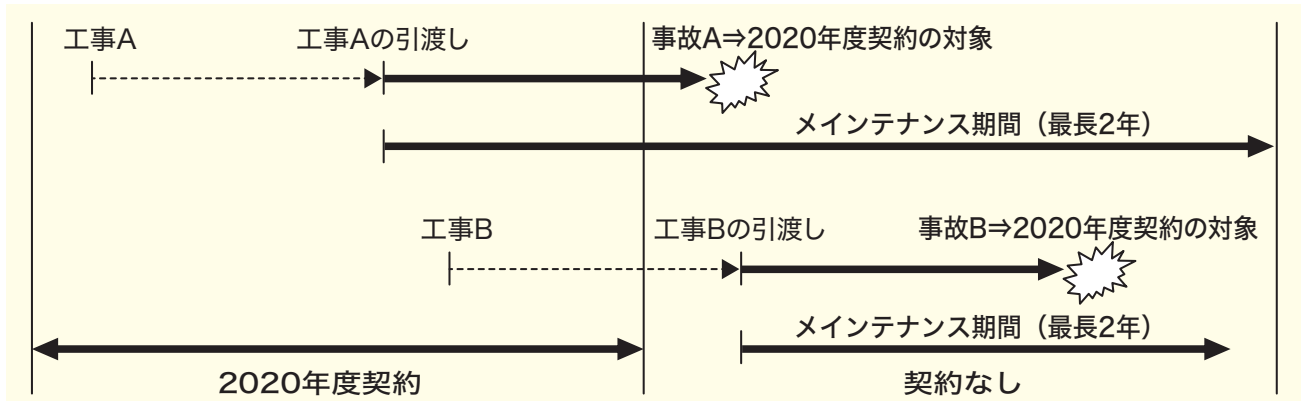
※工事Cについてはご契約を継続し、その保険期間中の事故であれば継続後のご契約での補償となります。
 またご契約の継続にあたり、保険未加入期間が生じた場合、その間は補償対象外となります。

●生産物賠償責任保険



※「事故A」に対して保険金を支払うのは「2020年度契約」であり、「事故B」に対して保険金を支払うのは「2021年度契約」になります。(事故Bは2020年度契約の支払対象とはなりません。)

●メンテナンス期間に関する特約 (建設工事補償オプション)



※主契約の保険期間にかかわらず、保険の対象の引渡し時から請負契約書上の保証責任の終了時まで(最長2年)が保険責任期間となります。

10 ご加入の資格

お申込みは建築士会会員が経営する、または勤務する事業所単位(兼業の場合は施工部門)でのご加入となります。

11 保険期間（ご契約期間）

保険期間（ご契約期間）は2020年9月1日午後4時から1年間となります。中途加入の場合も、補償終了日は毎年9月1日午後4時となります。

12 ご加入にあたって

賠償責任補償の掛金算出にあたっては、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度の年間完成工事高」（税込）をご報告いただきます。

建設工事補償の掛金算出にあたっては、次の項目をご報告いただきます。

- ・年間の完成工事高
- ・完成工事高内訳
- ・平均工期

・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式の総合評定値

「完成工事高」（注）は損益計算書・税務申告書に記載された数値（消費税込）と一致させてください。過小な数値で加入されますと、事故のとき、保険金の支払いが減額されることがあります。工事に関する工事高となります。

（注）税込金額でご通知ください。

13 新規ご加入からご契約成立まで

お申込みは簡単です

- ①同封の「見積依頼票」にご記入の上、取扱代理店宛にFAXでご送信ください。
（取扱代理店より貴社に『お見積書』をFAXします。）
- ②返信された『お見積書』内容をご確認の上、同封の「加入申込票・口座振替依頼書」に記入例をご参考に
ご記入の上、8月15日までに返信用封筒にてご返送ください。

補償開始日と掛金

- ・本制度は掛金12分割払です。ただし、初回分の掛金については1回分を指定銀行口座にお振込みいただき、第2回分から口座振替となります。
- ・初回分の掛金振込期限は8月22日です。（金融機関休業日の場合は翌営業日）
- ・お申込締切日は毎年8月15日「加入申込票・口座振替依頼書」到着分までとなります。
（中途加入は13を参照）
- ・補償開始は毎年9月1日午後4時となります

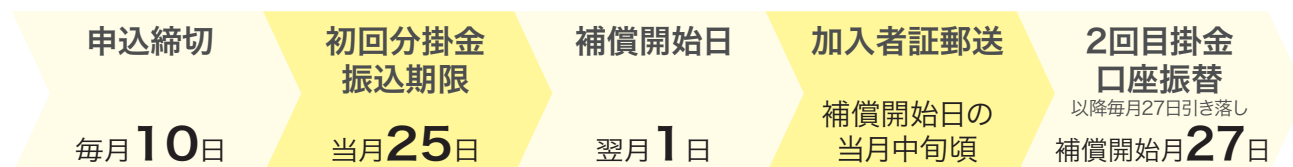


ご注意 口座お届印不一致の場合、口座振替ができなくなりますので必ず預金通帳で銀行のお届印をご確認の上、ご記入・押印ください。

14 中途加入の場合

中途加入の場合には、毎月10日までに加入申込票をご送付ください。

当月25日までに初回分の掛金をお振込み頂き、翌月1日より補償開始となります。ただし、初回分の掛金については1回分を指定銀行口座にお振込みいただき、第2回分から口座振替となります。



15 お支払いする保険金および費用保険金のご説明

施設所有(管理)者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。約款・特約集および保険証券は保険契約者(公益社団法人日本建築士会連合会)に交付されます。

1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^{※1}について、被保険者^{※2}が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1)被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故</p> <p>(2)施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故</p> <p>※1 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>※2 この保険の被保険者(補償の対象となる方)は記名被保険者(加入申込書の被保険者欄に記載された方をいいます)です。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} + \text{④緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額(自己負担額)}$ </div>
保険金をお支払いできない主な場合(共通)	
<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任 ・ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・ 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限りです。 ・ 航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ 施設外における船または車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはなりません。 ・ LPガスの販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます)に起因する損害賠償責任 ・ 原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少もしくは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 <p>【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ③ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ④ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

2. 主な特約と補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）												
漏水補償特約（施設用）	基本契約でお支払いの対象とならない、施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】と同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の対物の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。	—												
特約の主な内容															
初期対応費用補償特約	<p>【保険金を支払う場合】</p> <p>(1) 引受保険会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）およびこの特約が適用される特別約款（これらにセットされる特約を含みます。）の保険金を支払う場合の規定に定める事故（以下「事故」といいます。）が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。</p> <p>(2) 本条（1）に規定する初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限り、</p> <p>① 事故状況調査・記録費用 ② 事故現場の後片付け・清掃費用 ③ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費</p> <p>【支払保険金】</p> <p>(1) 引受保険会社が、第1条（保険金を支払う場合）の①から③に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中について30万円を限度とします。</p>														
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black;">保険金の額</td> <td style="border: 1px solid black;">=</td> <td style="border: 1px solid black;">損害の額</td> <td style="border: 1px solid black;">-</td> <td style="border: 1px solid black;">免責金額1,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、引受保険会社が求めるものを引受保険会社に提出しなければなりません。</p> <p>【保険金の請求】</p> <p>(1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、引受保険会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する初期対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。</p> <p>(2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、引受保険会社が求めるものを引受保険会社に提出しなければなりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">保険金請求に必要な書類または証拠</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td>保険金請求書</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>その他引受保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に引受保険会社が交付する書面等において定めたもの</td> </tr> </table> <p>(3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、引受保険会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または引受保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、引受保険会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>(4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p> <p>(5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。</p>			保険金の額	=	損害の額	-	免責金額1,000円	保険金請求に必要な書類または証拠		①	保険金請求書	②	損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類	③
保険金の額	=	損害の額	-	免責金額1,000円											
保険金請求に必要な書類または証拠															
①	保険金請求書														
②	損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類														
③	その他引受保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に引受保険会社が交付する書面等において定めたもの														

請負業者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、請負業者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。約款・特約集および保険証券は保険契約者(公益社団法人日本建築士会連合会)に交付されます。

1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、請負業者特別約款)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^{※1}について、被保険者^{※2}が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1)仕事の遂行に起因する偶然な事故 (2)仕事の遂行のために、被保険者が所有、使用または管理する施設^{※3}に起因する事故</p> <p>※1 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。 ※2 この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者 保険申込書の記名被保険者欄に記載された方をいいます ②①のすべての下請負人 ③②が法人である場合には、その法人の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ④②の使用人 上記②から④までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含まれます。 ※3 仕事を遂行するために設置された仮設事務所、宿舍、倉庫、資材置場その他の仮設物(仕事の有無にかかわらず常設されるものは除きます)をいい、本社事務所、工事現場は施設に該当しません。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> $\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} + \text{④緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額(自己負担額)}$ </div>
保険金をお支払いできない主な場合(共通)	
<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またははいつに起因する損害賠償責任 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石棉(アスベスト)、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約) ・地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した次のいずれかに該当する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ②土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます)、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任 ③地下水の増減に起因する損害賠償責任 ・被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機、自動車または原動機付自転車(工作車を除きます。下記「工作車の取扱い」をご参照ください)の所有、使用または管理(自動車または原動機付自転車への貨物の積み込み、積卸し作業を除きます)に起因する損害賠償責任 ・仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。 ・被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任 ・じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・騒音に起因する損害賠償責任 ・塗料またはその他の塗装用材料(以下「塗料」といいます。)の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装(吹付けを含みます。)作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。 ・LPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます)に起因する損害賠償責任 ・被保険者相互間の事故に起因する損害賠償責任 ・被保険者の管理する以下の財物の損壊による損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が第三者から借用中の財物(レンタル、リース等による財物を含みます。) ②被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。) ③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等(動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。)を目的として、被保険者が受託している財物 ④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ⑤上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。)

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
請負業者特別約款 工作車の取扱い	<p>作業場内^{※1}、作業区間内^{※2}および施設内において、被保険者が所有、使用または管理するブルドーザー、パワーショベル等の工作車(ダンプカーを含みません)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、作業場外、作業区間外および施設外における公道走行中を除きます。</p> <p>※1 作業場とは仕事をを行っている場所であって、不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。 ※2 作業区間とは、仕事の遂行のために、仕事を行っている間は不特定多数の人の出入りを制限している場所をいいます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。 (注)自賠責保険等(責任共済を含みます)※3または自動車保険等(自動車共済を含みます)により支払われるべき金額の合算額が免責金額より大きい場合は、その合算額が免責金額として適用されます。</p> <p>※3 自賠責保険等を締結すべき建設用工作車が自賠責保険等に加入していない場合、自賠責保険等から支払われる金額に相当する額をいいます。</p>	—

2. 主な特約と補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額				
管理財物損壊 補償特約	<p>補償管理財物(※)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※補償管理財物とは、次の⑤に規定する財物で、次の①から④までに該当しない財物をいいます。</p> <p>①被保険者が第三者から借用中の財物(レンタル、リース等による財物を含みます。)</p> <p>②被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。)</p> <p>③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等(動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。)を目的として、被保険者が受託している財物</p> <p>④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物</p> <p>⑤上記①から④までを除き、目的が異なる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。)</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額が限度となります。</p> <p>免責金額(自己負担額)は基本契約と同額となります。</p>				
保険金をお支払いできない主な場合 (共通以外)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ・ 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害 ・ 作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・ 補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違い等に起因する損害 <p style="text-align: right;">など</p>						
交差責任補償 特約C(請負用・ Full-Way)	特約の主な内容					
<p>発注者グループを被保険者を含め、被保険者間の損害賠償責任を補償します。請負業者グループ・発注者グループ相互間および元請業者・下請業者間(対物事故のみ)の損害賠償責任を補償します。</p>						
初期対応費用 補償特約	<p>【保険金を支払う場合】</p> <p>(1) 引受保険会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)およびこの特約が適用される特別約款(これらにセットされる特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める事故(以下「事故」といいます。)が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。</p> <p>(2) 本条(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限り、</p> <p>① 事故状況調査・記録費用</p> <p>② 事故現場の後片付け・清掃費用</p> <p>③ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費</p> <p>【支払保険金】</p> <p>(1) 引受保険会社が、第1条(保険金を支払う場合)の①から③に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中について30万円を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{免責金額1,000円}$ </div> <p>(2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、引受保険会社が求めるものを引受保険会社に提出しなければなりません。</p> <p>【保険金の請求】</p> <p>(1) 普通保険約款第26条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、引受保険会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)に規定する初期対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。</p> <p>(2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、引受保険会社が求めるものを引受保険会社に提出しなければなりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保険金請求に必要な書類または証拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保険金請求書</td> </tr> <tr> <td>② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類</td> </tr> <tr> <td>③ その他引受保険会社が普通保険約款第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に引受保険会社が交付する書面等において定めたもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 普通保険約款第26条(4)の規定にかかわらず、引受保険会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または引受保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、引受保険会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>(4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p> <p>(5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。</p>		保険金請求に必要な書類または証拠	① 保険金請求書	② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類	③ その他引受保険会社が普通保険約款第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に引受保険会社が交付する書面等において定めたもの
保険金請求に必要な書類または証拠						
① 保険金請求書						
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類						
③ その他引受保険会社が普通保険約款第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に引受保険会社が交付する書面等において定めたもの						
金属粉危険 補償特約	<p>【保険金を支払う場合】</p> <p>引受保険会社は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第5条(保険金を支払わない場合—その2)の⑤の規定にかかわらず、金属粉に起因する他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。</p> <p>【準用規定】</p> <p>この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。</p>					

生産物賠償責任(PL)保険

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。約款・特約集および保険証券は保険契約者（公益社団法人日本建築士会連合会）に交付されます。

1. 基本契約（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
<p>次の事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊^{※1}について、被保険者^{※2}が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1)【製造・販売、飲食業等の場合】 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます）に起因する偶然な事故</p> <p>(2)【工事や作業を行う事業の場合】 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます）の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします）または放棄の後のその仕事の結果に起因する偶然な事故</p> <p>※1 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。 ※2 この保険の被保険者（補償の対象となる方）は記名被保険者（加入申込書の被保険者欄に記載された方をいいます）です。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} + \text{④緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額(自己負担額)}$ </div> <p>(注) 保険金をお支払いした場合は、それ以降の保険期間中の支払限度額が減額されます。 (1回の事故の定義) 支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因する一連の事故は、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。</p>

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任 ・ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・ 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・ 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に起因する損害賠償責任 ・ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・ 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ・ 完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・加工品等の損壊または使用不能について負担する損害賠償責任 ・ 次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 医薬品等 ② 農薬取締法第1条の2（定義）に規定する農薬 ③ 食品衛生法第4条に規定する食品 ・ LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任 <p>※次の財物をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ② 生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 <p>【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ② 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ③ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ④ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為 ⑤ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技師または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 <p>【次の費用を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、損害賠償金として請求されたらと否を問いません。） <p style="text-align: right;">など</p>
--	---

2. 主な特約と補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
初期対応費用補償特約	普通保険約款および特別約款(これらにセットされる特約を含みます)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限り、</p> <p>①事故状況調査・記録費用 ②事故現場の後片付け・清掃費用 ③被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故および保険期間中につき、30万円を限度として保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)は1,000円です。</p>	基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ
生産物自体の補償に関する特約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物(注)の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物(以下「事故原因生産物」といいます。)の損壊またはそれに伴う使用不能に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(注)事故原因生産物および事故の原因となった製造・加工品を除きます。	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故および保険期間中につき、基本契約の財物損壊の1事故支払限度額×3%が限度となります。免責金額(自己負担額)は基本契約の財物損壊の免責金額と同額が別個に適用されます。</p>	基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ
特約の主な内容			
生産物自体の補償支払限度額修正特約	<p>【生産物自体の補償に関する特約の読み替え】</p> <p>この特約については、生産物自体の補償に関する特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>生産物自体の補償に関する特約第2条(支払保険金)の規定中「他人の財物の損壊についての支払限度額の3%」とあるのは「100万円」と読み替えて適用します。</p> <p>生産物自体の補償に関する特約第2条「他人の財物の損壊についての保険証券記載の免責金額」とあるのは「1,000円」と読み替えて適用します。</p> <p>【準用規定】</p> <p>この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。</p>		

昇降機賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、昇降機特別約款の補償内容（お支払いする保険金）についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款をご参照ください。約款・特約集および保証証券は保険契約者（公益社団法人日本建築士連合会）に交付されます。

1. 基本契約（賠償責任保険普通保険約款、昇降機特別約款）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^{*1}について、被保険者^{*2}が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 被保険者が所有、使用または管理する昇降機に起因する偶然な事故</p> <p>^{*1} 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>^{*2} この保険の被保険者（補償の対象となる方）は記名被保険者（加入申込書の被保険者欄に記載された方をいいます）です。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>① 損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>② 損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用</p> <p>③ 権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥ 争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1 事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} + \text{④緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額 (自己負担額)}$ </div>
保険金をお支払いできない主な場合（共通）	
<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。 ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・ 石棉（アスベスト）、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・ 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任 ・ 昇降機の設置、修理、改造、取外し等の工事に起因する損害賠償責任

2. 主な特約と補償内容

特約	特約の主な内容				
初期対応費用補償特約	<p>【保険金を支払う場合】</p> <p>(1) 引受保険会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）およびこの特約が適用される特別約款（これらにセットされる特約を含みます。）の保険金を支払う場合の規定に定める事故（以下「事故」といいます。）が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。</p> <p>(2) 本条(1)に規定する初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限り、支払われます。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 事故状況調査・記録費用</p> <p style="margin-left: 20px;">② 事故現場の後片付け・清掃費用</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費</p> <p>【支払保険金】</p> <p>(1) 引受保険会社が、第1条（保険金を支払う場合）の①から③に規定する損害について支払うべき保険金の額は、1事故および保険期間中について30万円を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{免責金額1,000円}$ </div> <p>(2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、引受保険会社が求めるものを引受保険会社に提出しなければなりません。</p> <p>【保険金の請求】</p> <p>(1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）(2)の規定にかかわらず、引受保険会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する初期対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。</p> <p>(2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、引受保険会社が求めるものを引受保険会社に提出しなければなりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fff9c4;"> <th style="text-align: center;">保険金請求に必要な書類または証拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">① 保険金請求書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ その他引受保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に引受保険会社が交付する書面等において定めたもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 普通保険約款第26条(4)の規定にかかわらず、引受保険会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または引受保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、引受保険会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>(4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p> <p>(5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。</p>	保険金請求に必要な書類または証拠	① 保険金請求書	② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類	③ その他引受保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に引受保険会社が交付する書面等において定めたもの
保険金請求に必要な書類または証拠					
① 保険金請求書					
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類					
③ その他引受保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に引受保険会社が交付する書面等において定めたもの					

建設工事保険

建設工事保険の普通保険約款・主な特約条項の補償内容(お支払する保険金および費用保険金)についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約条項をご参照ください。約款・特約集および保険証券はご契約者(公益社団法人日本建築士会連合会)に交付されます。

1. 基本契約(普通保険約款)の補償内容

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
損害保険金	<p>保険証券記載の工事現場において、不測かつ突発的な事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金をお支払します。</p> <p>【保険の対象】 工事現場における下記に掲げる物に限りです。 ①保険証券記載の工事の対象物(発注者に引き渡されるべき建築物) ②上記①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の対象物 ③工用仮設物(電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備に限りです) ④現場事務所、宿舍、倉庫その他の工用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限りです) ⑤工用材料および工用仮設材 (注)上記③から⑤までについては、保険証券記載の工事専用の物に限りです。また、次のいずれかに該当する物は、保険の対象に含まれません。 ①据付機械設備等の工用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます)および工用機械器具ならびにこれらの部品 ②航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両 ③設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{お支払いする保険金の額 (1回の事故につき)} \overset{\ast 1}{=} \text{損害の額 (復旧費-残存物価額)} - \text{保険証券記載の免責金額【自己負担額】} \overset{\ast 2}{}$ </div> <p>ただし、ご契約の保険金額(ご契約金額)^{※3}が限度となります。 【損害の額(復旧費-残存物価額)】 ・復旧費とは損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。 ・損害の額には、損害が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合の費用(以下「損害防止費用」といいます)も含まれます。 ・残存物価額とは損害が生じた保険の対象の残存物の、その損害が生じた地および時における価額をいいます。 ※1 台風、暴風雨、雹災、降雨等の自然災害による事故は、最初の事故が生じてから72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなします。 ※2 火災、落雷および破裂・爆発による事故については、免責金額(自己負担額)はありません。 ※3 保険金額(ご契約金額)は対象工事の請負契約金額(発注者等から支給または貸与される工用材料および工用仮設材などが請負金額に含まれていない場合はその金額を請負金額に加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きます。以下「請負金額」といいます)となります。</p>
残存物費用取片づけ	<p>損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払します。 (注)解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、上記損害保険金に含まれないものをいいます。</p>	<p>実費 ただし、損害保険金の6%を限度とします。</p>
臨時費用	<p>損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用をお支払します。</p>	<p>損害保険金の20%をお支払します。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合		
<p>後掲「3. 各補償項目共通で保険金をお支払いできない主な場合」の他、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者(補償の対象となる方)もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の重大な過失、法令違反による損害 ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。ただし、他の者が受け取るべき保険金をお支払します。 ③風、雨、雪、雹、砂塵の吹き込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害(ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災または雹災によって直接破損したために事故が生じた場合を除きます。) ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染による損害 ⑦損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害 ⑧残材調査の際に発見された紛失または不足の損害 ⑨保険の対象が、工事以外の用途に使用された場合において、その使用によって使用部分に生じた損害</p> <p>⑩工用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼等の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害 ⑪保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害 ⑫保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 ⑬湧水の止水または排水費用 ⑭芝、樹木その他の植物の枯死の損害(ただし、火災によって7日以内に枯死した場合を除きます)(植物に関する特約) ⑮ご契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故による損害(特定台風危険補償対象外特約) ⑯テロ行為等によって生じた損害(保険金額が15億円以上の場合のみ適用します)(テロ行為等補償対象外特約(保険金額15億円以上のみ適用)) ⑰コンピュータ機器またはソフトウェアの日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理によって生じた損害(日時認識エラー補償対象外特約) ⑱被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害(建設工事保険追加特約)</p> <p style="text-align: right;">など</p>		

【住宅金融支援機構等の公的機関から融資を受けている場合】

住宅金融支援機構等特約火災保険契約等にて保険金が支払われる場合は、その額を差し引いた残額を保険金としてお支払します。(特約火災保険契約との調整に関する特約)

2. 主な特約と補償内容

特約条項	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
雪災危険補償特約	寒気、霜、氷、雪※(以下「雪災」といいます)による不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。 ※豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 ただし、下記の損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害 コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害 除雪費用(損害の生じた保険の対象の修理のために要する除雪費用を除きます) (注)雪災による事故は、最初の事故が生じてから72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなします。	1. 基本契約と同じです。 損害保険金のみのお支払いとなります。 ただし、損害の額に損害防止費用は含みません。
水災危険補償特約	高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ、崖崩れによって、保険の対象について生じた損害について、損害保険金をお支払いします。また、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害についてもお支払いします。 (注)高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れによる事故は、最初の事故が生じてから72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなします。	1. 基本契約と同じです。 損害保険金のみのお支払いとなります。 ただし、損害の額に損害防止費用は含みません。
一部使用による総合危険補償特約	保険の対象である工事の対象物を工事以外の用途に使用された場合において、その使用に起因する不測かつ突発的な事故によってその使用部分に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用部分を使用する者の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。	1. 基本契約と同じです。
特別費用補償特約	請負金額に含まれない特別費用(急行貨物割増運賃、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金をいいます)に対して、保険金をお支払いします。ただし、航空貨物運賃を除きます。	損害保険金の復旧費に含めてお支払いします。

3. 各補償項目共通で保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害については、保険金お支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ・ 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動等
- ・ 官公庁による差押え、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。

など

お申込み・お問い合わせ先

公益社団法人 日本建築士会連合会事務局内 工事総合補償制度(NEWこうばい)係

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20(建築会館内)

Tel.03-3456-3273 Fax.03-3456-2067

上記にご照会いただいた補償制度内容・募集に関してのご質問および「見積依頼票」についての回答は取扱代理店からとさせていただきます。また、事故が発生した場合につきましても、一旦は上記のお申込み・お問い合わせ先までご連絡ください。

■事故が起これば

事故が発生した場合には、ただちに下記の手続きをしてください。

①まず、以下の事項をご確認ください。

イ)事故発生の日時・場所 口)事故発見の日時 八)被害者の住所・氏名・連絡先 二)事故の原因・事故状況、被害の程度 ホ)被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、その内容と請求金額

②上記で確認した内容は上記のお申込み・お問い合わせ先までご連絡ください。追って保険会社事故窓口からご連絡させていただきます。

③事故のご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

保険会社事故担当窓口

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業損害サービス部 東京企業火災新種第二サービスセンター

Tel. 03-5202-6528 Fax. 03-5202-6534

上記は保険会社事故窓口となります。制度内容・募集に関してのご質問につきましては、お申込・お問い合わせ先までご照会ください。

〈公益社団法人日本建築士会連合会と各引受保険会社からのお知らせ〉

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

- ・この保険契約は下記表記の各引受保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、各引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- ・他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。*
- ※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ・このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ・この保険は公益社団法人日本建築士会連合会を保険契約者とし、各建築士会の会員を加入者とする施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、建設工事保険の団体契約です。施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、建設工事保険の普通保険約款・特約集および保険証券は保険契約者(公益社団法人日本建築士会連合会)に交付されます。
- ・この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず幹事引受保険会社にご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ幹事引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(取扱代理店)

株式会社 エイアイシー

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 丸増麹町ビル2階

tel.03-6272-6206 fax.03-6272-6209

(引受保険会社)

幹事 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部
(分担割合: 65%)

営業課 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
tel.03-6734-9608 fax.03-6734-9609

非幹事 東京海上日動火災保険株式会社
(分担割合: 35%)